

福岡県医発第1241号(地)

平成18年 9月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議について

今般、保育所等における病児保育の実施に関する内容等を盛り込んだ「事前協議書作成要領」について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より、実施主体である各市町村、特別区民生・衛生主管部（局）長宛てに通知された旨別紙のとおり日本医師会より連絡がありました。

次世代育成支援対策交付金の国庫補助の適正な早期執行を図るため、当該国庫補助申請を予定している市町村は、「事前協議書作成要領」を参考の上、事前協議書を作成し、厚生労働省に提出することになっています。

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（案）中の（6）乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育、病児保育等）においては、市町村長は各地域医師会に協力要請を行うこと等とされています。

なお、ペリネイタルビジット（周産期小児保健指導）につきましては、「2. その他の事業」「（1）安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供」としての実施となります。ペリネイタルビジット（周産期小児保健指導）事業を実施していただきますよう、貴職より市町村へ働きかけていただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



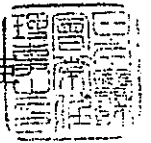
(地Ⅲ105)

平成18年9月14日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定



次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、保育所等における病児保育の実施に関する内容等を盛り込んだ「事前協議書作成要領」について、別添のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長より、実施主体である各市町村、特別区民生・衛生主管部（局）長宛てに通知がなされました。

次世代育成支援対策交付金の国庫補助の適正な早期執行を図るため、当該国庫補助申請を予定している市区町村は、「事前協議書作成要領」を参考のうえ、事前協議書を作成し、厚生労働省に提出することになっております。

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（案）中の（６）乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育、病児保育等）においては、市区町村長は地域医師会に協力要請を行うこと等とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会に対して、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、ペリネイタルビジット（周産期小児保健指導）につきましては、「２．その他の事業」「（１）安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供」としての実施となります。ペリネイタルビジット（周産期小児保健指導）事業を実施していただきますよう、市区町村に働きかけていただきたく併せてよろしくお願い申し上げます。





雇児総発第0817001号
平成18年8月17日

市 町 村
各 民生・衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議の実施について

次世代育成支援対策交付金（以下、「交付金」という。）の国庫補助については、「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととしているが、適正な早期執行を図るため、当該国庫補助申請の提出に先立ち、事前協議を実施することとするので、当該国庫補助申請を予定している市区町村は、別添「事前協議書作成要領」を参考のうえ、事前協議書を作成し、本職あてに提出願いたい。

なお、協議に当たっては、当該事業の趣旨及び要件等を十分精査のうえ、協議されたい。

次世代育成支援対策交付金 事前協議書作成要領

1 交付対象

- ① 交付された交付金の使途（交付対象事業、対象外となる事業）等については、別紙1「次世代育成支援対策交付金交付要綱における交付対象等の取扱について」（以下、「交付金の取扱について」という。）を確認すること。
※ 市町村行動計画に基づき、当該交付金の申請に当たり作成された、当該年度の事業計画の範囲内とする。
- ② 本交付金の算定の基礎となる事業・取組内容については、〈別紙様式 1〉協議総括表（交付金の事業内容及び取組内容等調書）において、ポイントが示されているものに限る。
- ③ 「協議総括表」を作成するに当たっては、別紙2「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（案）」を確認し、各事業等の趣旨及び要件等を十分精査のうえ、作成すること。

2 協議方法

書面によること

3 提出書類

- (1) 協議総括表・・・・・・・・・・〈別紙様式 1〉
(※交付申請の際に「交付金の事業内容及び取組内容等調書」に読み替える。)
- (2) ① 事業計画書（案）・・・・・・・・・・〈別紙様式 2〉
(※交付申請の際に「事業計画書」に読み替え)
② 事業計画書に記載のある事業・取組内容について、市町村行動計画に位置づけられていることが分かる資料
(※市町村行動計画の該当か所（事業計画書に記載のある事業・取組内容）の写しにアンダーラインを引き、必ず添付すること。)

4 提出期限 平成18年9月22日（金）（提出期限厳守）

5 注意事項

- (1) 本交付金の概要、事務の流れ等については、参考資料を参照すること。
- (2) 別紙様式1及び2の作成にあたっては、記入上の注意事項等を参照し、記入誤りや記入漏れのないよう、充分確認すること。
- (3) 本交付金は、定額を交付するものであるが、国が補助する額と同額が、地方財政措置として市町村に講じられているところである。
- (4) 本交付金は、市町村において予算措置された事業、取組について交付の対象とする。
(特に、「その他の事業」において、予算措置されていない取組については、計上しないよう注意すること。)
- (5) 本交付金の対象事業のうち、「総合施設モデル事業」については、本通知に基づく事前協議書の提出は不要である。

平成18年度次世代育成支援対策交付金協議総括表（「交付金の事業内容及び取組内容等調書」）

※事業計画書に併せて提出するチェックシート

都道府県名	
市区町村名	

（記入上の注意事項）

- ※ 太線枠の欄に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 18年度実施事業の該当する項目について、A欄（該当項目チェック欄）に○を入力し、B欄に18年度実施数（または数字の1）、欄外上部枠内に行動計画に位置づけた18年度実施か所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
- ※ 18年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、5～8月開始の場合は0.75か所（事業数）、9～12月開始で0.5か所（事業数）、1月以降開始で0.25か所（事業数）として入力するものとする。
- ※ B欄の色が付いているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

〈評価1〉

●つどいの広場事業

	か所	21年度 目標値	
--	----	-------------	--

※ 以下に掲げる項目①～⑦の全てに該当する「つどいの広場」は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に数字又は「1」を入力すること。
（①～⑦の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。）

- ①子育て親子の交流、集いの場を提供
- ②子育てに不安や疑問をもっている子育て親子に対する相談、援助を実施
- ③子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習の実施
- ⑤1日5時間以上開設
- ⑥概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを有する
- ⑦乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字又は「1」を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ 週3・4日開設	か所	17.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ 週5日開設	か所	24.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ 週6日以上開設	か所	31.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ 土日のいずれかを1日5時間以上常時開設	か所	2.0 ポイント	0.00 ポイント
	・ 「つどいの広場」スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加	か所	0.1 ポイント	0.00 ポイント
	・ 地域子育て支援センターと併せて全中学校区に1か所設置	か所	2.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●育児支援家庭訪問事業

※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
（①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。）

- ①情報の収集、一定の指標に基づく訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。
- ②支援は家庭を訪問することにより実施する。

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (「1」又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	家庭訪問実施の年間延べ件数 250件未満		4.0 ポイント	0.00 ポイント
	250件～499件		8.0 ポイント	0.00 ポイント
	500件～749件		12.0 ポイント	0.00 ポイント
	750件～999件		17.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000件～1,249件		22.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,250件～1,499件		26.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500件～1,999件		30.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000件以上		34.0 ポイント	0.00 ポイント
	育児・家事援助及び育児支援に関する技術的援助を総合的に実施		2.0 ポイント	0.00 ポイント
	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が訪問支援した場合(1件あたり)		0.02 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～⑤(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
(①～⑤の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ①会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ②相互援助活動の調整等
- ③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- ④会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- ⑤子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (「1」又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	(会員数)			
	100人相当299人		10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人		14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人		20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人		40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人		60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人		80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上		100.0 ポイント	0.00 ポイント
	(支部の設置箇所数)			
	10か所以上		50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	か所	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		5.0 ポイント	0.00 ポイント
	ポイント数計			0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライト】

21年度
目標値

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ ショートステイ事業の実施	2歳未満児・慢性疾患児	人日	4.30 ポイント
		2歳以上児	人日	2.35 ポイント
		緊急一時保護	人日	0.60 ポイント
	・ トワイライト事業の実施	基本分	人日	0.45 ポイント
		宿泊分	人日	0.45 ポイント
		休日デイサービス分	人日	1.00 ポイント
		児童の送迎を実施	か所	0.30 ポイント
	ポイント数計			0.00 ポイント

●延長保育促進事業

0 事業数

21年度
目標値

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ 延長時間	30分延長	事業	1.5 ポイント
		1時間延長	事業	7.0 ポイント
		2～3時間延長	事業	11.0 ポイント
		4～5時間延長	事業	23.0 ポイント
		6時間以上延長	事業	27.0 ポイント
	・ 基本分の実施		か所	23.0 ポイント
	ポイント数計			0.00 ポイント

※ 21年度目標値欄には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

●乳幼児健康支援一時預かり事業

21年度
目標値

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字又は「1」を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ 施設型(施設種別)	A型	か所	32.0 ポイント
		B型	か所	21.0 ポイント
		C型	か所	6.3 ポイント
	・ 派遣型			6.3 ポイント
	・ 病児保育加算(病児保育実施)		か所	5.0 ポイント
	ポイント数計			0.00 ポイント

※A型…定員4人以上、職員2人以上 B型…定員2人以上、職員1人 C型…実施施設で常勤職員を置かない場合(定員2人以上)

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

＜評価2＞

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を記入)	評価ポイント	申請ポイント
●へき地保育事業				
	・実施か所数	か所	20.0 ポイント	0.00 ポイント
●家庭支援推進保育事業				
	・実施か所数	か所	19.0 ポイント	0.00 ポイント

評価2合計ポイント 0.00 ポイント

＜評価3＞

●その他、創意工夫のある取組について

総人口: 人 児童人口(0歳以上18歳未満): 人

※平成18年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3,000人未満の場合は、右欄に「3」を入力してください。		0.00 ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。	人	0.00 ポイント
児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。	人	0.00 ポイント

※ 以下に掲げる8項目のうち、実施する取組には、A欄に○を記入すること。

「子ども・子育て応援プラン」に掲げられている項目のうち、今後5年後の目標として「全市町村での実施」(全市町村での実施に準ずるもの)とされているもの。

A 欄 (○を記入)	取組の内容
☐	・安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
☐	・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
☐	・虐待防止ネットワークの設置・運営
☐	・乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況の把握
☐	・「食育」の推進
☐	・家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
☐	・思春期保健対策等の推進
☐	・子育てバリアフリーの意識啓発等の推進

評価3合計ポイント 0.00 ポイント

総合計ポイント 0.00 ポイント

＜地域における児童の安全確保の取組＞

※実施する場合は、A欄に○を記入し、B欄に管内の小学校数を入力すること。

A 欄 (○を記入)	B 欄 (管内の小学校数を入力)	
☐	か所	0 千円

(単位:千円)

交付対象事業の 総事業費	寄付金 その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
A	B	C
		0

件数を入力
すること。

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～⑤(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。

(①～⑤の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

①会員の募集、登録その他の会員組織業務

②相互援助活動の調整等

③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

④会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

⑤子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (「1」又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	(会員数)			
	100人相当299人		10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人		14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人		20.0 ポイント	0.00 ポイント
○	1,000人～1,499人	1	40.0 ポイント	40.00 ポイント
	1,500人～1,999人		60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人		80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上		100.0 ポイント	0.00 ポイント
	(支部の設置箇所数)			
	10か所以上		50.0 ポイント	0.00 ポイント
○	10か所未満	3	5.0 ポイント	15.00 ポイント
○	校数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		5.0 ポイント	5.00 ポイント
	ポイント数計			60.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライト】

※ B欄は1人日単位で入力すること。H18実施か所数を入力すること。12か所 1年度目標値

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
○	・ショートステイ事業の実施 2歳未満児・慢性疾患児	67 人日	4.35 ポイント	2.91 ポイント
○	2歳以上児	132 人日	2.40 ポイント	3.17 ポイント
	緊急一時保護	人日	0.65 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライト事業の実施 基本分	人日	0.50 ポイント	0.00 ポイント
	宿泊分	人日	0.50 ポイント	0.00 ポイント
	休日デイサービス分	人日	1.05 ポイント	0.00 ポイント
○	児童の送迎を実施	10 か所	0.30 ポイント	3.00 ポイント
	ポイント数計			6.08 ポイント

●延長保育促進事業

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
○	・延長時間 30分延長	2 事業	1.5 ポイント	3.00 ポイント
	1時間延長	事業	7.0 ポイント	0.00 ポイント
○	2～3時間延長	7 事業	11.0 ポイント	77.00 ポイント
○	4～5時間延長	3 事業	23.0 ポイント	69.00 ポイント
○	6時間以上延長	1 事業	27.0 ポイント	27.00 ポイント
○	・基本分の実施	1 か所	23.0 ポイント	23.00 ポイント
	ポイント数計			199.00 ポイント

※ 21年度目標値欄には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

●乳幼児健康支援一時預かり

A 欄 (○を入力)	項 目	B 欄 (数字又は「1」を入力)	評価ポイント	申請ポイント
○	・施設型(施設種別) A型	1.5 か所	32.0 ポイント	48.00 ポイント
○	B型	3 か所	21.0 ポイント	63.00 ポイント
○	C型	1.25 か所	6.3 ポイント	7.88 ポイント
○	・派遣型		6.3 ポイント	6.30 ポイント
○	・病児保育加算(病児保育実施)	1 か所	5.0 ポイント	5.00 ポイント
	ポイント数計			130.18 ポイント

※A型…定員4人以上、職員2人以上 B型…定員2人以上、職員1人 C型…実施施設で常勤職員を置かない場合(定員2人以上)

＜評価2＞

A 欄 (○を記入)	項 目	B 欄 (数字を記入)	評価ポイント	申請ポイント
●	へき地保育事業			
○	・実施か所数	5 か所	20.0 ポイント	100.00 ポイント
●	家庭支援推進保育事業			
○	・実施か所数	3 か所	19.0 ポイント	57.00 ポイント

評価2合計ポイント 157.00 ポイント

＜評価3＞

●その他、創意工夫のある取組について

総人口: 100,000 人 児童人口(0歳以上18歳未満): 12,000 人

※平成18年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3,000人未満の場合は、右欄に「3」を入力してください。

児童人口3,000人以上～1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。

児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。

0.00 ポイント

0.00 ポイント

11.33 ポイント

※ 以下に掲げる8項目のうち、実施する取組には、A欄に○を記入すること。

「子ども・子育て応援プラン」に掲げられている項目のうち、今後5年後の目標として「全市町村での実施」(全市町村での実施に準ずるもの)とされているもの。

A 欄 (○を記入)	取組の内容
○	・安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
○	・虐待防止ネットワークの設置・運営
	・乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況の把握
○	・「食育」の推進
	・家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	・思春期保健対策等の推進
○	・子育てバリアフリーの意識啓発等の推進

評価3合計ポイント 11.33 ポイント

総合計ポイント 811.09 ポイント

＜地域における児童の安全確保の取組＞

※実施する場合は、A欄に○を記入し、B欄に管内の小学校数を入力すること。

A 欄 (○を記入)	B 欄 (管内の小学校数を入力)
○	10 か所

600 千円

※必ず記入すること。
(記入上の注意点)
・利用者からの実費相当分については、B欄に記入し、C欄には含まないこと

交付対象事業の 総事業費	寄付金 その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
A	B	C
		0

(単位:千円)

平成18年度次世代育成支援対策交付金事業計画書(案)

特定事業

(1) つどいの広場事業

直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	広場の名称 (実施場所)	広場の所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	(土 ・ 日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	
1	事業の内容 (具体的に)	(1)子育て親子の交流、集いの場の提供							職員の状況
									常勤職員 人
		(2)子育てに関する相談、援助の実施							非常勤職員 人
		(3)地域の子育て関連情報の提供							ボランティア スタッフ 人
		(4)子育て及び子育て支援に関する講習の実施							(うち学生の数) 人
(5)スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加(※平成18年度における参加実績、参加予定等がある場合に記入)							備 考		
直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	広場の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	(土 ・ 日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	
2	事業の内容 (具体的に)	(1)子育て親子の交流、集いの場の提供							職員の状況
									常勤職員 人
		(2)子育てに関する相談、援助の実施							非常勤職員 人
		(3)地域の子育て関連情報の提供							ボランティア スタッフ 人
		(4)子育て及び子育て支援に関する講習の実施							(うち学生の数) 人
(5)スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加(※平成18年度における参加実績、参加予定等がある場合に記入)							備 考		

平成18年度次世代育成支援対策交付金事業計画書(案)

()内には広場の実施場所を記入する。
(例)商店街の空き店舗
1戸建て民家
保育所の余裕教室etc.

特定事業

(1) つどいの広場事業

運営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	広場の名称 (実施場所)	広場の所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
運営・委託・補助 (社) 社法人〇〇〇	〇〇広場 (商店街の空き店舗)	〒100-1234 東京都千代田区霞が関7-8-9	03-1234-5678	平成16年4月10日	12月	週4日 (月・水・金・土)	(土・日) ① 月2回開設 2. 毎週開設	10時～16時 (6)	50
1	事業の内容 (具体的に)	(1) 子育て親子の交流、虫の場の提供 親子の日常と、子どもの遊びを大切にしたい場を提供する。 松本の読み聞かせ、体操も月2回行っている。 (2) 子育てに関する相談、援助の実施 子育て発達相談、マタニティ相談。電話による相談も行っている。 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施 子育ての講習会(月1回)。ママのリフレッシュのための講習会(月1回)。 スタッフ講習会。(月1回)。 (5) スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加(※平成18年度における参加実績、参加予定等がある場合に記入) 1. 〇月〇〇日～〇〇日 〇〇研修セミナー(〇〇主催) / (内容) …… / (参加者) 常勤職員1名、非常勤職員1名 等 2. ……							
2	事業の内容 (具体的に)	(1) 子育て親子の交流、虫の場の提供 (2) 子育てに関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施 (5) スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加(※平成18年度における参加実績、参加予定等がある場合に記入)							

・開設日数と開設曜日を記入する。
・毎週確実に開設している日数、曜日を記入する。
(月に1回土曜日開設等は含まない。)

・開設日(土・日)に○をつける。
・1か2に○をつけ、1の場合は1月の開催回数を記入する。

・いずれかに○をつける。
・委託が補助の場合には、委託先・補助先の名称を()内に記入する。

つどいの広場として開設した年月日を記入する。

・開設年月が平成18年4月以前なら12月。
・開設年月が平成18年5月以降なら、事業月数は11月以下になる。

・開設時間と時間数を記入する。
・途中、昼休み等で閉所する時間は時間数に含まない。

事業の内容を具体的に記入する。

職員の状況

常勤職員	1人
非常勤職員	2人
ボランティアスタッフ	2人
(うち学生の数)	1人

備考

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名	主管課			中核機関名	育児・家事援助及び育児支援に関する技術的援助を総合的に実施	訪問実家庭数			合計
〔委託又は補助先〕	児童福祉	母子保健	その他			育児・家事等の援助	専門的な家庭訪問支援	うち、分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援(再掲)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I(=F+G)
委託・補助 〔 〕						(か所)	(か所)	(か所)	(か所)

訪問延件数				訪問支援者実人数					
育児・家事等の援助	専門的な家庭訪問支援	うち、分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援(再掲)	合計	ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師等	理学療法士等	合計	その他、分娩に関わった産科医療機関の助産師等の実人数
J	K	L	M(=J+K)	N	O	P	Q	R(=N+O+P+Q)	S
(件)	(件)	(件)	(件)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

《記載要領》

- A、B、C: 該当箇所に「○」を記入する。なお、「C」については、「A」、「B」以外である場合だけでなく、両者が統合された組織である場合も該当。
- D: 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。
- E: 育児・家事援助及び育児支援に関する技術的援助を総合的に実施している場合は、「○」を記入する。
- F、G、H: 訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。また、「H」においては、「G」のうち分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を再掲で計上する。
- J、K、L: 本事業のために雇上げられた非常勤職員または登録された支援者によって実施される訪問支援の延件数を記入する。なお、当該支援者が、その市町村における本事業以外の本来の業務により家庭を訪問する場合には、その分は計上しない。また、「L」においては、「K」のうち分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援を再掲で計上する。
- M: 評価ポイント算定の基礎となるため、チェックシート記載の件数との整合性には、十分に注意する。
- N～R:
- 「J」、「K」において計上の対象とした訪問支援を実施している支援者数を計上する。(分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援を除く。)
 - 人数については、「常勤職員1名分」に換算した上で記入をする。(但し、換算の結果小数点以下が発生した場合は、その第2位を四捨五入し、第1位までの人数を記入。)
 - 換算の具体的な手法については、次のとおり。なお、本換算において常勤職員の雇用時間は「1日8時間、週40時間」とする。
 - 常勤的に勤務する非常勤職員の場合は、雇用契約等を基礎とし、次の例を参考に換算する。
 - 契約により「週3日間の勤務を半年間」とされた職員の場合は(ここで常勤職員は「週5日間」の勤務としているため)、

$$3/5 \times 0.5年 = 0.3人$$
 (→この職員については、常勤職員「0.3人」分に相当することとなる。)
 - ボランティア等で、登録されている人材の中から、必要に応じ訪問の依頼をする形態である場合
 - 実際に訪問支援業務に従事した時間を採用し、待機しているだけの時間は含まない。
 - (1)で算出した時間が、1週間あたり平均15時間であった場合は(ここで常勤職員は、「週40時間」の勤務としているため)、

$$15/40 = 0.375 \rightarrow 0.4人$$
 (→この職員については、常勤職員「0.4人」分に相当することとなる。)
 - a.及びb.により求められた、個々の支援者の換算後の人数を、N～Qの職種ごとに積み上げ、得られた計数を該当する欄へ記入する。

S: 分娩に関わった産科医療機関の助産師等の訪問支援者を常勤換算せずに実人数で計上する。(延べ人数ではなく、実人数を計上する。)

(3)ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要			
【本部設置分】			
① 名 称	⑥ 本年度末会員数(見込み)		
② 設立(予定)年月日	平成 年 月 日	合 計	人
③ 運営方法	〔 直営 ・ 委託(委託先) 補助(補助先) 〕	うち提供会員	人
④ アドバイザーの配置人数	人	うち依頼会員	人
⑤ サブ・リーダーの配置人数	人	うち両方会員	人
【支部設置分】(注1)			
① 名 称(1)	⑥ 本年度末会員数(見込み)		
② 設立(予定)年月日	平成 年 月 日	合 計	人
③ 運営方法	〔 直営 ・ 委託(委託先) 補助(補助先) 〕	うち提供会員	人
④ アドバイザーの配置人数	人	うち依頼会員	人
⑤ サブ・リーダーの配置人数	人	うち両方会員	人
○事業内容			
チェック欄(太線の枠内に○を入れてください。)			
【センター業務について】			
☐	①会員の募集、登録その他の会員組織業務	☐	②相互援助活動の調整等
☐	③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	☐	④会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
☐	⑤子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整		
【当該センターで取り扱う相互援助活動の取組内容について】			
☐	①保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	☐	②保育施設までの送迎
☐	③放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	☐	④学校の放課後の子どもの預かり
☐	⑤冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	☐	⑥買い物等外出の際の子どもの預かり
☐	※その他にあれば、下記欄に記載してください。		
☐	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		
☐	※ ただし、援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。		

※注1 支部を複数設置する場合には、支部ごとに作成すること。

(4) 子育て短期支援事業

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			備 考
	施設種別	施設名 〔委託又は補助先〕	所在地	2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の母親	
1							保育士・里親等の 登録人数 人 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

(注1)施設名・所在地欄の〔下段かつ書き内〕には、委託又は補助している場合、その委託又は補助先を委託先〔 〕、補助先〔 〕のように記載すること。

(注2)里親・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「保育士・里親等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

イ 夜間養護等(トワイライト)事業

	実 施 施 設			利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
	施設種別	施 設 名 〔委託又は補助先〕	所 在 地	夜間養護分		休日預かり		
				基本分	宿泊分			
1							有 ・ 無	保育士・里親等の 登録人数 人 登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人
2							有 ・ 無	
3							有 ・ 無	
4							有 ・ 無	
5							有 ・ 無	
6							有 ・ 無	
7							有 ・ 無	
8							有 ・ 無	

(注1)施設名・所在地欄の〔下段かつ書き内〕には、委託又は補助している場合、その委託又は補助先を委託先〔 〕、補助先〔 〕のように記載すること。

(注2)里親・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「保育士・里親等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

(5) 延長保育促進事業

*民間保育所のみ

	実施場所 A	開所時間 (時間数) B	延長を含めた開所時間 (時間数) C	延長時間 D	平均対象児童数 E	職員の配置	
						延長保育推進事業 F	延長保育事業 G
1		時 ~ 時 (時間)	時 ~ 時 (時間)	前 時間 後 時間	前 人 後 人	人	前 人 後 人
2		時 ~ 時 (時間)	時 ~ 時 (時間)	前 時間 後 時間	前 人 後 人	人	前 人 後 人
3		時 ~ 時 (時間)	時 ~ 時 (時間)	前 時間 後 時間	前 人 後 人	人	前 人 後 人

<合計表>

実施か所数 H	事業数 I
か所 うち、延長保育推進事業申請か所数 (か所)	30分延長 事業
	1時間延長 事業
	2時間延長 事業
	3時間延長 事業
	4時間延長 事業
	5時間延長 事業
	6時間延長 事業
	7時間延長 事業
	合計 事業

<記入上の注意>

1. B欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
2. C欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
3. D欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のAに基づく延長時間を記入すること。
4. E欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のAに基づく平均対象児童数を記入すること。
5. F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の①のAを申請する施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配する保育士数を記入すること。
6. G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の①のイのために配置される保育士数を記入すること。
7. H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の①のイに基づく延長保育事業を実施する施設数を記入すること。
8. I欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

(6)乳幼児健康支援一時預かり事業

施 設 名		所 在 地		電 話			
※種 別	病院・診療所・保育所・その他()・派遣型			開設年月日	利用定員 人		
設 置 主 体	経営主体		※ 型	A型・B型・C型			
開 設 日 数	年間 日	開設時間	※ 病児保育	する(している)・しない(していない)			
協力医療機関名	利用見込延児童数 人		※ 指導医名	(注1)			
※処遇職員	保育士	人	常勤・非常勤	※設備の状況	部 屋 名	面 積	専用・共用
	看護師・准看護師	人	常勤・非常勤			m ²	専用・共用
	保健師	人	常勤・非常勤			m ²	専用・共用
	助産師	人	常勤・非常勤			m ²	専用・共用
	その他	人	常勤・非常勤			m ²	専用・共用
施設概要	建物の名称			建物の所有者			
	構 造	造	階建	賃 借 料	月額	円	

※派遣型の場合 病後児保育・派遣型一時保育			
登録人数	保育士	人	(准)看護師 人
	保健師	人	助産師 人
	その他	人	

※印の付いてる欄は、必ず該当するものに○を付けて下さい。

(注1)指導医名について

医療機関以外(保育所等)で病児保育を実施する施設については記載すること。

(7)へき地保育

	保育所名 〔委託又は補助先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
					平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
1	委託・補助 〔 〕	月	人		人	人	人	人	人	人	
2	委託・補助 〔 〕										
3	委託・補助 〔 〕										
4	委託・補助 〔 〕										
5	委託・補助 〔 〕										

(注) 「設置場所」欄は、平成18年8月17日雇児総発第0817001号厚生労働省雇用均等・児童家庭総務課長通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議の実施について」の別紙2の2(1)②ウ(i)のa～dのうち該当する記号を記入すること。

(8) 家庭支援推進保育事業

	設置主体	保育所名 〔委託又は補助先〕	年間 事業月数	保育士数	対象児童 入所率	備考
1		委託・補助〔 〕	月	人	%	
2		委託・補助〔 〕				
3		委託・補助〔 〕				
4		委託・補助〔 〕				
5		委託・補助〔 〕				

- (注) 1. 保育所ごとに記載のこと。
 2. 「設置主体」欄は、施設の設置主体が市町村の場合は「公」、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
 3. 「保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配する保育士数を記載すること。
 4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。

2. その他の事業

(記載上の注意点)

具体的な取組内容欄には、実施要綱上のそれぞれ該当する番号の取組内容について記載のある観点を踏まえ、実施する取組内容についてを具体的に記載してください。

(1) 安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供

取組
内容的
内容な

(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進

取組
内容的
内容な

(3) 虐待防止ネットワークの設置・運営

取組
内容的
内容な

(4) 乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況の把握

取組
内容的
内容な

(5) 「食育」等の推進

取組
内容的
内容な

(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	
取組 具 体 的 内 容 な	

(7) 思春期保健対策等の推進	
取組 具 体 的 内 容 な	

(8) 子育てバリアフリーマップの取組	
取組 具 体 的 内 容 な	

以下は、その他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組について、その取組内容について具体的に記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

① 【事業名・取組内容】	
取組 具 体 的 内 容 な	(具体的に)

② 【事業名・取組内容】	
取組 具 体 的 内 容 な	(具体的に)

3. 地域における児童の安全確保の取組

具体的な取組内容	
-----------------	--

(記載上の注意点)

・具体的な取組内容欄には、実施内容、実施の規模や期間、連携の内容等できるだけ詳細に記入すること。

実施年度	
実施機関	
実施内容	
実施の規模や期間	

【別紙 1】

次世代育成支援対策交付金交付要綱における

次世代育成支援対策交付金交付要綱における

次世代育成支援対策交付金交付要綱における

次世代育成支援対策交付金交付要綱における

1 交付の目的

この交付金は、次世代法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村行動計画（以下「行動計画」という。）に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。

2 交付先

この交付金は、市町村に対し、その申請に基づいて交付する。

3 交付の対象

この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第 2 による事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく次の事業であって、市町村が実施する事業又は市町村以外の民間が実施する当該事業に対し市町村が補助する事業を交付の対象とする。

(1) 特定事業

別紙 2 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準」に基づき、(案)に基づく次の事業

ア つどいの広場事業

別紙 2 の 1 の (1) に基づき、市町村又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

イ 育児支援家庭訪問事業

別紙 2 の 1 の (2) に基づき、市町村又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

ウ ファミリー・サポート・センター事業

別紙 2 の 1 の (3) に基づき、市町村又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

エ 子育て短期支援事業

別紙 2 の 1 の (4) に基づき、市町村又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

オ 延長保育促進事業

（イ）別紙２の１の（５）に基づき、市町村又は民間が実施する事業
に対して市町村が補助する事業

カ 乳幼児健康支援一時預かり事業

別紙２の１の（６）に基づき、市町村又は民間が実施する事業
に対して市町村が補助する事業

（ロ）その他の事業

（２）総合施設モデル事業

平成17年4月6日17文科初第633号、雇児発第0406003号文部科学省
初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の
に基づき、別紙「総合施設モデル事業実施要項」に基づく幼稚園実施型（既
存の幼稚園が付加的に保育サービスを提供する形態）モデル事業

（３）その他の事業

別紙２の２及び３の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が
認めた事業

（４）地域における児童の安全確保の取組

別紙２の４に基づき、市町村又は民間が実施する事業に対して市
町村が補助する事業

４ 対象外事業及び費用

この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象と
ならないものとする。

（１）個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減す
る事業

（２）国が別途定める国庫負担金等補助金及び交付金の交付の対象となる
事業

（３）今までに一般財源化された事業

（４）認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助してい
る事業

５ 交付額の算定方法

市町村に対する交付は、別に定める交付金算定の評価基準により事
業計画を総合的に評価し、事業計画全体に要する経費を交付するもの
とする。

基準点数の算定方法については、交付金算定の評価基準（別紙２）
に掲げる要件を備える事業又は取組について、各事業及び取組内容に

応じた基準点数を別表（評価に対する基準点数表）により算定し、その合計が基準点数となる。

なお、交付額の算定については、評価基準に基づき算定された基準点数等を、次により算出して得た額とする。

ただし、次により算出して得た額が事業計画に掲げる交付対象経費の総事業費（総合施設モデル事業に係る経費を除いた額から寄付金その他の収入額を控除した額）の2分の1を超える場合は、2分の1を限度とした額とする。

当該市町村の獲得累計基準点数 $\{(A) + (B)\}$

$[340\text{億円} - (C + D)] \times \frac{\{(A) + (B)\}}{(C) + (D)}$

全市町村の総基準点数

基準点数の算定方法について

- ① 「交付金の交付対象事業及び評価基準について」（別紙2）に掲げる要件を備える取組内容が対象となる。
- ② 各事業及び取組内容に応じた基準点数を「評価に対する基準点数表」（別表）により算定する。
- ③ 算定された基準点数の合計が当該市町村の獲得累計基準点数となる。

※ なお、事業計画の事後評価に対し、一定の基準に基づく加算又は減算を行う。（加算・減算の基準については、現在検討中。）

(A) 3の(1)に掲げる事業のうち、評価基準に基づき算定された基準点数の合計

(B) 3の(2)に掲げる事業のうち、評価基準に基づき算定された基準点数の合計

(C) 3の(3)に掲げる事業に要する経費として厚生労働大臣が認めた額

(D) 3の(4)に掲げる事業に要する経費として、当該市町村管内における小学校数に60千円を乗じた額

ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（案）

1 「次世代育成支援対策交付金交付要綱における交付対象等の取り扱いについて」（別紙1）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

（1）つどいの広場事業

① 事業内容

子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とするものであって、以下のすべての取組を実施する事業。

ア 子育て親子（概ね3歳未満の児童及びその保護者）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図るための常設の場（週3日以上、かつ、1日5時間以上開設するものをいう。）を開設すること

イ アの場所において、子育てに不安や疑問をもっている子育て親子に対する相談、援助を実施すること

ウ アの場所において、子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること

エ 子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること

② 実施場所

公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集うところとして適した場所で実施すること。

③ 実施方法

ア 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

イ 広場のスペースは、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

ウ 広場の設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

④ 職員の配置

本事業を実施する場合は、当該事業に係る専任の者を新たに配置すること。

⑤ 守秘義務

業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならないこととする。

（2）育児支援家庭訪問事業

① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育困難家庭で養育支援の必要性があると判断したものに対し、子育て経験者等による育児・家庭の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業を実施する。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、市町村長が養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい養育困難家庭を対象とする。

- (7) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

- (4) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

- (5) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

- (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助

- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- d 若年の養育者に対する育児相談・指導
- e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

- (4) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

- (7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。

- (4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、保育士、児童指導員等が実施する。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

ア ファミリー・サポート・センター事業は、市町村が、ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けた者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。

（ただし、以下の(ア)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

(ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(イ) 相互援助活動の調整等

(ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(オ) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、乳幼児健康支援一時預かり事業、子育て短期支援事業、児童館等）との連絡調整

イ 相互援助活動は、

(ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

(イ) 保育施設までの送迎

(ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

(エ) 学校の放課後の子どもの預かり

(オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

(カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり

等の活動とする。

② ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村1か所設置できること。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。

ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

③ アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。

④ ファミリー・サポート・センターの運営について

ア 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

イ アドバイザー及びサブ・リーダーの業務

(ア) アドバイザーの業務は、次のとおりであること。

- a ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発
- b 会員の募集、登録
- c 会員の統括
- d サブ・リーダーの選任
- e サブ・リーダーの育成指導
- f 会員の相互援助の調整
- g 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- h 会員間のトラブルへの助言
- i 他のセンター、支部、子育て関連施設・事業等との連絡調整
- j ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営

(イ) サブ・リーダーの業務は、次のとおりであること。

- a グループ会員の統括
- b グループ会員の募集
- c アドバイザーとの連絡調整
- d グループ会員との連絡調整
- e アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整
- f 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下、「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

a 児童の保護者の疾病

b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的事由

c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライト）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

③ 実施方法

- ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。
- イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。
- ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。
- エ 夜間養護等（トワイライト）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(ア) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いることをいう。

(イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長とは、上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所その他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業

① 事業の内容等

ア 就労する保護者であっても、子どもが病気の際には、子どもの看護が必要となるが、勤務等の都合により、休暇制度を活用することが困難な場合も考えられることから、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的として以下の事業を実施する。

(ア) 現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業（以下「病後児保育」という。）。

(イ) 現に保育所に通所中等の児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、当面症状の急変が認められない場合、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かる事業（以下「病児保育」という。）。

(ウ) 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業（以下「派遣型一時保育」という。）。

イ 対象児童

(7) 病後児保育

保育所に通所中等の児童であって、病気の回復期であることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

(イ) 病児保育

保育所に通所中等の児童であって、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

(ウ) 派遣型一時保育

保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童であって、市町村が必要と認めた者とする事。

② 実施方法等

ア 市町村長は、病後児保育及び病児保育を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施する他、看護師及び保育士等を派遣（以下「派遣方式」という。）して本事業を実施すること。

イ 市町村長は、地域医師会に対し本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し、次の事項について地域医師会と協議の上、医療の連携体制を十分に整えるよう指導すること。

(7) 実施施設においては、緊急時に当該児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し連携すること。

(イ) 医療機関以外の実施施設及び派遣方式で病児保育を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止の徹底を図るため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

ウ 実施施設及び派遣方式における業務の内容

(7) 実施施設が児童を受け入れる場合は、当該施設の医師、指導医又は協力医療機関等により、病後児保育・病児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

特に、医療機関以外の実施施設及び派遣方式で病児保育を実施する場合は、当該実施施設及び派遣方式実施施設において、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票（病児のかかりつけ医が入院の必要性はない旨を署名したもの）により病児の病態を確認し、保護者と協議の上、受け入れの決定を行うこと。

(イ) 体温の管理等その健康状態を的確に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他の児童への感染の防止に配慮すること。

エ 利用期間

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内とすること。なお、病児保育を実施する場合の保育時間は、病児の健康管理の観点から通常の保育時間を超えてはならないこと。

③ 実施場所

ア 実施場所の指定

実施施設は、あらかじめ市町村が指定した保育所等の厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の児童福祉施設（以下、「保育所等」という。）又は病院若しくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって適当と認めたものとする。

なお、病児保育を実施する保育所等の場合には、②イ及び④アの基準を満たすこと。

イ 利用定員

実施施設の利用定員は、児童2人以上とすること。ただし、病児保育を実施する保育所等にあつては、病後児も含めて利用定員を児童4人以上とすること。

ウ 指定基準

(ア) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下廻らないこと。

(イ) 観察室又は安静室は、児童の静養又は隔離を持つ部屋であつて、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。

(ロ) 調理室及び調乳室を有すること。また、専用の調乳室が設けられない場合においては、調理室の一部を調乳室として区画すること。

(ハ) 実施場所は、事故防止及び衛生面に配慮されている等児童の養育に適した場所とすること。

④ 職員配置

ア 利用定員2名に対し職員1名の配置を基本とすること。病後児保育・病児保育を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）を配置し、利用定員に応じて保育士等を配置すること。ただし、病児保育を実施する保育所等については、職員を2名以上配置すること。なお、病児保育において、病気の回復期の児童を受け入れることは差し支えないが、その場合においても、職員の配置基準は変更しないものとする。

イ 派遣方式においては、看護師等及び保育士等を市町村又は事業の委託機関に複数登録することし、看護師等又は保育士等1名が担当する児童等は原則として1名とすること。

⑤ 保護者負担額

事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 別紙1の3の(3)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣 旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もつ

てこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア ヘき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であつて、②のウ～エの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する幼児又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(4) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

- a ヘき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特地勤務手当(以下「特地勤務手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。
- c ヘき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

- (4) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合においては、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。
- (5) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。
- (6) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、

黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上を置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

イ 受入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか家庭支援推進保育事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

3 別紙1の3の(3)その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる8つの取組のうち4つ以上取り組む場合には、基準点数表の評価3に定める基準点数を1.5倍を目安として加算する。

① 安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参

加して共に考える機会の提供

子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組

② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関わる行事等を開催するなどの取組

③ 虐待防止ネットワークの設置・運営

地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する児童虐待防止ネットワークを設置し、定期的な連絡検討会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組

④ 乳児健診未受診児など生後4ヶ月までに全乳児の状況の把握

生後4ヶ月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの取組

⑤ 「食育」等の推進

子どもの栄養改善や食を通じた心の健全育成、思いやりのある行動がとれるようにし、望まない妊娠をなくすための思春期の問題に関する理解の促進、安全で満足のできるお産に関する知識の普及を図ることにより、子どもの健康と安心・安全を確保することを目的とする取組

⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組

⑦ 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組

⑧ 子育てバリアフリーマップの取組

市町村と地域住民が協働して、乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナー及び一時預かりの実施場所等を示したマップを作成し、子育て家庭に配布する取組

- 4 別紙1の3の(4)地域における児童の安全確保の取組については、市町村が地域の実情に応じて総合的に下記の取組を実施する場合には、別紙1の5に基づき交付額を算定する。

(1) 趣 旨

市町村、児童福祉関連施設、関係機関、教育委員会（小学校）、警察等と地域

のボランティア、保護者、関係団体等との連携を更に深め、地域ぐるみの児童の安全確保の体制整備を推進することを目的とすること。

(2) 事業内容

下記のいずれかの事業を実施すること。

- ① 地域の危険箇所の点検・把握、マップの作成等による交番や「こども家庭110番の家」等の緊急避難場所の周知
- ② 地域のボランティア、保護者、関係団体との連携・協働による日常における危険箇所のパトロール及び緊密な連絡体制の整備
- ③ 地域における児童の安全確保に資するその他の取組

評価に対する基準点数表

【特定事業】

基準点数	
評価1	
○つどいの広場事業	
① 開設日数	
・週3、4日実施	17.0ポイント
・5日実施	24.0ポイント
・6、7日実施	31.0ポイント
② 土日のいずれかを1日5時間以上開設	2.0ポイント
③ 地域子育て支援センターとつどいの広場の数を併せて全中学校区に1か所設置	2.0ポイント (加算)
④ スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加	0.1ポイント
○育児支援家庭訪問事業	
① 家庭訪問実施の年間延べ件数	
・250件未満	4.0ポイント
・250件以上500件未満	8.0ポイント
・500件以上750件未満	12.0ポイント
・750件以上1,000件未満	17.0ポイント
・1,000件以上1,250件未満	22.0ポイント
・1,250件以上1,500件未満	26.0ポイント
・1,500件以上2,000件未満	30.0ポイント
・2,000件以上	34.0ポイント
② 育児・家事援助及び育児支援に関する技術的援助を総合的に実施	2.0ポイント (加算)
③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等が訪問支援した場合(1件あたり)	0.02ポイント
○ファミリー・サポート・センター事業	
① 会員数	
・100人相当～299人	10.0ポイント
・300人～599人	14.0ポイント
・600人～999人	20.0ポイント
・1,000人～1,499人	40.0ポイント
・1,500人～1,999人	60.0ポイント
・2,000人～2,999人	80.0ポイント
・3,000人以上	100.0ポイント
② 支部の設置箇所数	
・10か所以上	50.0ポイント
・10か所未満	5.0ポイント
③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	5.0ポイント (加算)
○子育て短期支援事業	
① ショートステイ事業の実施	
・2歳未満児、慢性疾患児	4.30ポイント
・2歳以上児	2.35ポイント
・緊急一時保護	0.60ポイント
② トワイライトステイ事業の実施	
・基本分	0.45ポイント
・宿泊分	0.45ポイント
・休日デイサービス	1.00ポイント
・児童の送迎の実施	0.30ポイント
○延長保育促進事業	
① 延長時間	
・30分	1.5ポイント
・1時間	7.0ポイント
・2～3時間	11.0ポイント
・4～5時間	23.0ポイント
・6時間以上	27.0ポイント
② 基本分	23.0ポイント (加算)
○乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(派遣型・施設型))	
① 施設類型別	
・A型(受け入れ児童定員4人以上)	32.0ポイント
・B型(" 2人以上)	21.0ポイント
・C型(常時職員を置かない)	6.3ポイント
② 派遣型	6.3ポイント
③ 病児保育加算(病児保育実施)	5.0ポイント (加算)

【その他の事業】

基準点数	
評価2	
○へき地保育所	20.0ポイント
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント
評価3	
●その他、創意工夫のある取組について	
児童人口3,000人未満	3 ポイント
児童人口3,000人以上～1万人未満	$\frac{\text{当該児童人口}}{1,000人}$ ポイント
児童人口1万人以上	$10P + \frac{\text{当該児童人口} - 10,000人}{1,500人}$ ポイント
※ただし、100ポイントを上限とする。	

「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる8事業のうち4事業以上を実施する場合は、1.5倍を目安として加算

1 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要等 について

(1)次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

①予算額 平成18年度予算 33,956百万円

②趣 旨 次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に関する事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進を図るものである。

③事業対象 次世代育成支援対策交付金の対象となる事業については、つどいの広場事業、延長保育事業を始めとする地域の特性や創意工夫を活かして市町村が実施する次世代育成支援対策に関する市町村事業を対象とする。
なお、交付に当たっては、平成16年12月に策定した「子ども子育て応援プラン」に基づく重点事業を中心に、市町村が策定する行動計画に基づく毎年度の事業計画を総合的に評価を行った上で、予算の範囲内で交付額を決定する。

④実施主体 市 町 村

⑤対象となる事業

- ・つどいの広場事業
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
(ショートステイ事業・トワイライト事業)
- ・延長保育促進事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業 等

⑥対象外事業

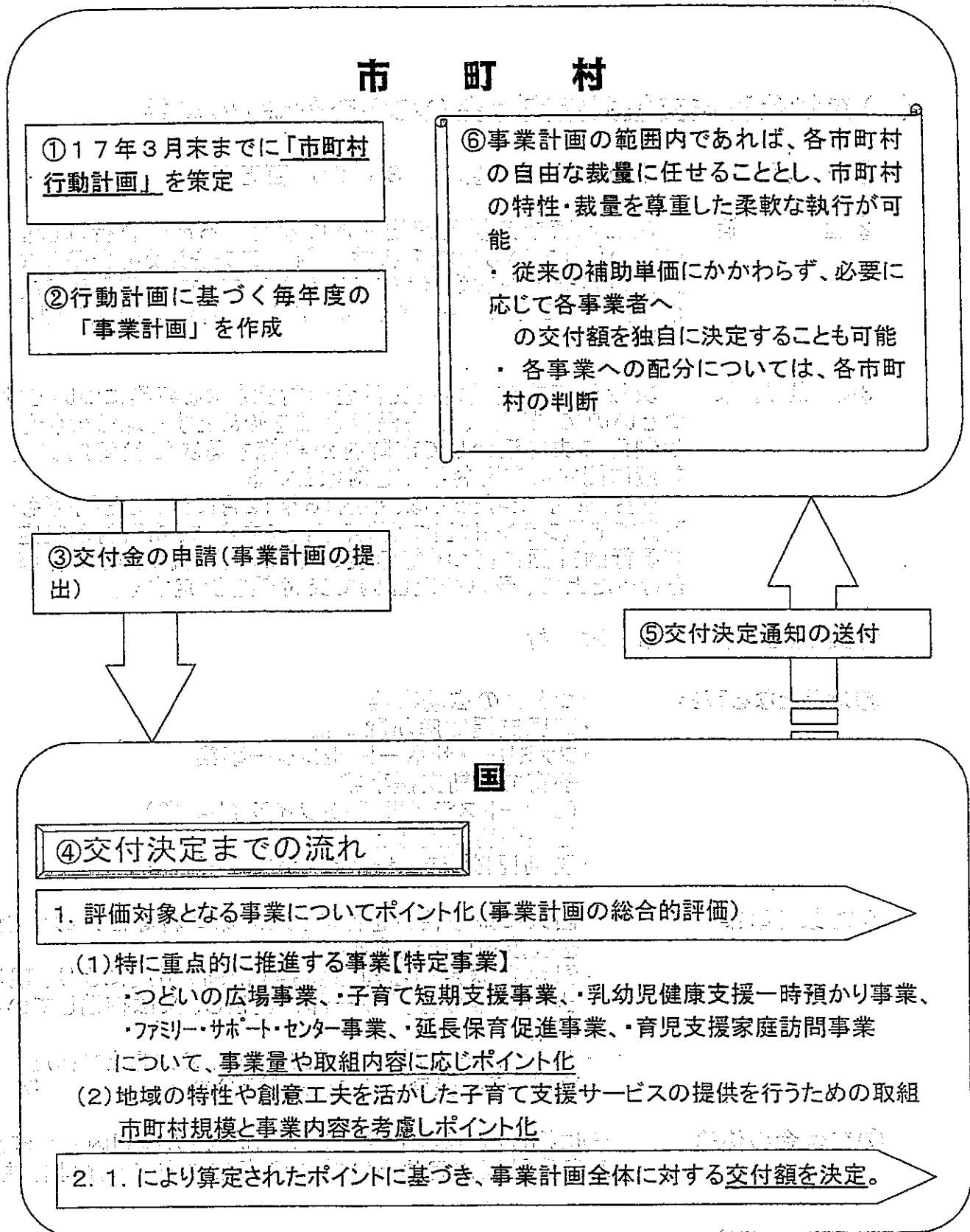
- ・個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- ・国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ・今までに一般財源化(税源移譲)の対象とされた事業(延長保育の公立保育所分など) 等

⑦交付金の使途 ⑥に掲げる事業を除き、交付された額の範囲内で毎年度の事業計画に定めるいずれの事業に充てるかは自由

(2)次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の事務の流れ

○市町村に対する直接交付

○定額補助 (※交付金(ソフト交付金)の交付は、事業計画に基づき、事業計画の範囲内であれば、各市町村の自由な裁量に任せることとし、各市町村の特性・裁量を尊重した柔軟な執行が可能)



(3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の対象範囲

○趣 旨 各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、次世代育成支援対策の推進に資するものである。

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

次世代育成支援対策交付金による毎年度の事業計画

平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」に掲げる重点事業を中心に、各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な経費について、毎年度の事業計画全体を対象に、一定の算定基準に基づき交付するもの。

特 定 事 業

地域の子育て支援事業の中でも、「子ども・子育て応援プラン」において具体的数値目標を定め、重点的に推進する事業

- ・ つどいの広場事業
- ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 延長保育促進事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業

その他の事業

市町村において地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組

例えば、

- ・ 住民との協働によるワークショップの開催
- ・ 乳幼児とのふれあいの機会創出のための体制整備
- ・ 父親の育児参加に対する積極的な取組
- ・ 多様なこどもの居場所づくり
- ・ 市町村地域子育て支援推進強化事業
- ・ ヘき地保育所
- ・ 家庭支援推進保育事業
- ・ 保育所地域活動事業
- ・ 育児等健康支援事業
- ・ 食育等推進事業

（他省庁関連施策）

- ・ 教育環境の整備
- ・ 「子育てサポーター」の養成・配置
- ・ 家庭教育への支援の充実
- ・ 地域の教育力の向上
- ・ 子どもを取り巻く有害環境対策推進
- ・ 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- ・ 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進
- ・ チャイルドシートの正しい使用の徹底など

※総合施設モデル事業（平成18年9月末まで）

※地域における児童の安全確保の取組（平成18年度限りの加算措置）

（注）交付金の対象外となる事業（例）

- ・ 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- ・ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ・ 今までに一般財源化（税源移譲）の対象とされた事業（公立保育所の延長保育促進事業基本分など）
- ・ 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

(4) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の配分方法

A

【特定事業】

事業ごとに事業量や取組内容の評価

- ① つどいの広場事業
- ② 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ③ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 延長保育事業
- ⑥ 育児支援家庭訪問事業

○算出方法

- 従来の標準的な所要額を念頭に、各事業ごとに事業量や取組内容に応じたポイントを設定
1. で設定したポイント表をもとに、各市町村からの申請による【特定事業】全体の累計ポイント(A)を算出

C

【総合施設モデル事業】

※別途、厚生労働大臣が定める額(C)

D

【地域における児童の安全確保の取組】

※当該市区町村管内における小学校数×60千円(D)

B

【その他事業】

児童人口 + 取組内容の評価

<児童人口>

児童数	基準額		4事業以上で
3,000人未満	3ポイント	➡	1. 5倍を目安として加算
3,000人以上 ～1万人未満	当該児童人口 1,000人 ポイント		
1万人以上	10P + 当該児童人口 - 10,000人 1,500人 ポイント		

※ただし、100ポイントを上限とする。

○算出方法

<評価指標>

「子ども・子育て応援プラン」に掲げられている項目のうち、今後5年後の目標として「全市町村での実施」（全市町村での実施に準ずるもの）が掲げられているもの。

① 上の「児童人口」に応じた配分を基礎とし、左に掲げる評価指標において、8事業のうち4事業以上を実施する場合は加算。

② 地域の特性を考慮

- ・へき地保育所 20ポイント（1か所あたり）
- ・家庭支援推進保育事業19ポイント（" "）

③ ①と②で得られたポイントを合計し、【その他の事業】全体の累計ポイント(B)を算出

E

【事業計画の事後評価について】

以下の事項について、翌年度の事業計画に記載してもらい、交付金の算定に反映する。（→詳細については現在検討中）

(1) 事業量や取組内容等の実施結果

前年度について、事業計画どおり適切に実施されているか否かを確認し、不十分な場合には減算。

(2) 市町村による事業評価の実施結果

次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策推進協議会における協議などのプロセスや改善点の翌年度の事業計画への反映状況等を確認し、適切に実施している場合には加算。

<個別市町村への配分>（※事後評価に基づく反映分（加算・減算）は除く。）

配分額 = [予算額 - (C + D)] × 当該市町村のポイント [A + B] / 全市町村の総ポイント + (C + D)

(注) 決定された市町村ごとの交付額が、事業計画に掲げる総事業費(Cを除く)の2分の1を超える場合は、交付額を総事業費の2分の1まで引き下げる。

(5) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）における事業計画の事後的評価について

前年度の実施結果

① 事業計画への記載事項

- 総事業費
- 特定事業に係る事業量、取組内容
- その他事業（評価指標として用いた8事業）の実施の有無

② 評価のポイント

- 上記の事項について、前年度の事業計画どおり適切に実施されているか否かを確認し、不十分な場合には減算。

市町村による事業評価の実施状況

① 評価の流れ

【前年度】

- 4月～2月 事業の実施と併行して、事業内容の点検や課題等の抽出
（子育て家庭に対するアンケート調査の活用や学識経験者等の第三者による点検などが考えられる。）
- 3月 地域協議会における協議
・ 点検結果や課題等を踏まえた改善点の検討

【当該年度】

- 4月以降 改善点の事業内容への反映

② 事業計画への記載事項

- 事業内容の点検や課題等の抽出方法
- 地域協議会における協議の有無
- 改善点の内容
- 改善点の事業内容への反映状況

③ 評価のポイント

- 以下の事項がすべて実施されている場合は、交付金の算定に当たって、一定の加算を実施
 - ア 事業内容の点検や課題等の抽出を行っていること
 - イ 改善点等について地域協議会で協議していること
 - ウ 改善点が事業計画に反映されていること

④ 実施時期

- H18年度から実施

※地域協議会・・・次世代育成支援対策推進法第21条に基づく次世代育成支援対策推進協議会のことをいう。

事 務 連 絡
平成18年8月17日

市 町 村
各 次世代育成支援対策交付金担当者 各位
特 別 区

雇用均等・児童家庭局総務課
少子化対策企画室 子育て支援係長

平成18年度次世代育成支援対策交付金の事前協議にかかる改正点について

平成18年度次世代育成支援対策交付金（以下、「交付金」という。）の国庫補助申請に係る事前協議については、別添雇用均等・児童家庭局総務課長通知（平成18年8月17日雇児総第0817001号）（以下、「総務課長通知」という。）により行うこととしていますが、今年度、交付金の対象事業について、下記内容の改正を行うこととしているので、交付金担当者各位におかれては、事業関係者等への指導・周知を徹底されるとともに、事前協議手続きにおいて遺漏のないようよろしくお願い致します。

なお、下記の改正内容については、後日、交付要綱及び評価基準通知を改正の上、正式にお示しすることとしています。

記

1. 「つどいの広場事業」における改正点について

(1) 土日の開設について

「つどいの広場」における土日の開設については、各月1回以上、土日又は土日のいずれかを、1日5時間以上開設するものとし、課長通知別紙2の1(1)①について、全て実施する場合に加算の対象とするので留意すること。

(加算の条件)

- ・ 土日又は土日のいずれかを1日5時間以上開設すること。
- ・ 別添課長通知別紙2の1(1)①について全て実施すること。
- ・ 月1回以上開設すること。

加算内容	加算ポイント
土日のいずれかを1日5時間以上開設	2.0ポイント

(2) 「つどいの広場」スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加について

つどいの広場事業を実施する上で必要な資質の向上を図るため、つどいの広場スタッフが研修会等へ参加する場合には、0.1ポイントの加算を新たに設定する。

研修参加者は、原則として、正規スタッフ（常勤・非常勤を問わない。）であるが、ボランティアや学生等のスタッフであっても、ポイントの対象とする。

なお、ポイントの算定にあたっては、1つの「つどいの広場」において、0.1ポイントを上限とする（1つのつどいの広場から研修参加者が2名以上いた場合でも、1か所と計上すること。）。

加算内容（新規）	加算ポイント
スタッフの資質向上を図るための研修会等への参加	0.1ポイント

2. 「育児支援家庭訪問事業」における加算について

出産後1か月から4か月までの間は、母親が心理的に不安定に陥りやすいため、この時期に妊娠期から母親に関わっている産科スタッフ（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が訪問支援を行う場合の加算（1件あたり0.02ポイント）を新たに設定する。

加算内容（新規）	加算ポイント
分娩に関わった産科医療機関の助産師等が訪問支援した場合（1件あたり）	0.02ポイント

3. 「子育て短期支援事業」における加算について

夜間養護等（トワイライト）事業の実施施設において、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎を実施した場合の加算（0.3ポイント）を新たに設定する。

加算内容（新規）	加算ポイント
児童の送迎を実施	0.3ポイント

4. 「延長保育促進事業」の公立保育所加算分の一般財源化について

平成18年度より公立保育所加算分が一般財源化されたことにより、民間保育所のみが交付金の対象とする。

5. 「乳幼児健康支援一時預かり事業」について

（1）病児保育の定義を追加

平成18年度においては、医療機関以外の実施施設（保育所等）について申請に基づき病児保育の実施を可能とする。

（2）医療体制の強化

本事業において、医療体制の強化を図るため、下記の内容を総務課長通知別紙2の1（6）に盛り込んだところ。

① 地域医師会への協力要請

② 利用者に対し、病児の病態を記載した連絡票（かかりつけ医のサイン必須）の提出を明記

③ 病児保育実施施設については、日常の医療面での指導・助言を受けるための「指導医」の選定

(3) 病児保育実施基準の追加

病児保育を実施する保育所等の場合には、上記5の(2)①、③及び職員配置基準(利用定員4人までに対し、職員2名以上)を満たすものとする。

(4) 病児保育実施のための加算を新設

指導医との契約や医師による回診など、病児保育の実施に伴う経費として、加算を新たに設定する。

加算内容(新規)	加算ポイント
病児保育加算(病児保育実施)	5.0ポイント

(5) 日曜開設、施設改修加算の廃止

日曜開設、施設改修加算については、廃止する。

6. 「地域における児童の安全確保の取組」について

児童の安全確保の体制整備を推進するため、下記のいずれかの事業や取組を地域ぐるみや関係団体等との連携の下で実施した場合、18年度限りの措置として、定額を交付する。

- ア 地域の危険箇所の点検・把握、マップの作成等による交番や「こども家庭110番の家」等の緊急避難場所の周知
- イ 地域のボランティア、保護者、関係団体との連携・協働による日常における危険箇所のパトロール及び緊密な連絡体制の整備
- ウ 地域における児童の安全確保に資するその他の取組

交 付 額
当該市町村管内における小学校数×60千円